令和７年第１回えびの市公共工事
入札・契約監視委員会　会議録概要

令和７年１月２８日(火)　　午後２時　開会

ひまわり荘　中会議室　尾鈴

調査及び審議事項
① 公共工事の入札及び契約手続きの運用状況に関すること

市： 令和６年４月１日から令和６年９月30日までにおける、予定価格が130万円を超える工事の入札・契約状況は次の通り。

- 一般競争入札 件数 該当なし
- 指名競争入札 件数 68件 契約金額 665,860,276円
- 随意契約 件数 該当なし

調査及び審議事項
② 公共工事のうち談合情報が寄せられたものについて、市の対応状況に関すること

市 ： 談合情報が寄せられた工事はなかった。

調査及び審議事項
③ 抽出された公共工事に係る入札参加資格の設定、入札参加者の指名、随意契約の理由等に関すること

委員： ・工事の内容と落札率に注意して事案を抽出した。

事案１ (1) 令和６年度 飯野小学校１７号棟、１８号棟２階トイレ改修工事 設備工事

委員： ［抽出理由］
・洋便器新設16箇所などかなり大がかりなトイレ改修工事だと思われるが、今後えびの市内の公立学校においてどの程度このような工事が必要となるのか、また対応可能な業者数はどの程度なのか。

- 担当課 学校教育課
- 工事概要 洋便器新設16ヶ所、洋便器仮撤去再取付1ヶ所、小便器新設12ヵ所、洗面器新設4カ所、給水管・排水管取替、照明器具新設47ヶ所の改修工事
- 工事ランク 管工事Ａ、Ｂランク
- 指名業者数 3者 工事の内容に応じた指名
- 入札辞退者 なし
- 最低制限価格未満の入札 なし
- 予定価格（消費税込） 16,383,400円
- 契約額（消費税込） 16,335,000円
- 落札率 99.70％

市： 学校施設におけるトイレ改修工事は、各家庭における洋式トイレの普及状況、バリアフリー化、防災機能の強化などの観点から、トイレの洋式化を進めてきた。

年次計画としては、平成 29 年度から取り組んでおり、令和 6 年度末で小中学校のトイレ洋式化率は、66.5%になる。小学校が令和 8 年度まで、中学校が 11 年度までの改修を予定している。

トイレ改修工事については、管工事で発注している。現在、えびの市内で管工事の入札希望を出している業者は、15 者あり、指名業者の市格付けの工事規模の振り分けとしては、事業規模 500 万円以上は 3 者、500 万円未満は 12 者に位置づけられており、今回と同等の工事を対応可能な業者は、3 者になる。

委員：　小学校が令和 8 年度まで改修の工事を進めるとのことだが、飯野小学校の工事は今回の 1 回で完成するのか。業者が 3 者だが 1 校を 1 業者で発注するのか。

市：　小学校はえびの市内には 5 校あり、3 校の工事は完了しており、今後は残りの 2 校の工事を考えている。

入札制度は、地場産業の育成、地元業者の育成という側面もあり、多くの業者に工事が行きわたるようにとの考えもあるが、学校のトイレを複数の業者が分割発注すると諸経費も高くなる。

委員：　この入札は 99%で 2 者、1 者が 100%で応札している。この中の 1 者はいくつかの案件で入札しているが、落札した案件は入札率が低く、それ以外の入札は 100%で応札している。予定価格の事前公表に対しての落札しようとする意欲と入札率の関係はあるのか。

市：　推測になるが、100%で応札する業者は、不落になるようであれば受注しても良いという考えを持っているのではないかと、善意の解釈をしている。

委員：　悪く言えば順番に取れるよう業者同士で話し合っているともとれる。

市：　業者にも議事録を公開して、そのような目で見られる場合もあると徹底して行きたい。

100%での応札業者が複数いればその中でくじになるが、特に災害復旧工事については、1 日でも早く受注してほしい。

委員：　不愉快になる業者もいると思うが、えびの市民にとって良くなるようにとの意見である。

事案 2　　令和 6 年度過疎対策事業　市道大迫霧島線　道路改良工事

委員：　[抽出理由]

・他でも同じような事案はあるが、落札した業者以外は 1 社が辞退、3 社が入札率 100%となっており、何か理由があるのか。

- 担当課　　建設課
- 工事概要　　延長 L=148.5m　幅員 W=5.5m　MK 側溝 500　L=148m　舗装工 A=834 ㎡
- 工事ランク　　土木一式工事　Ａランク
- 指名業者数　　5 者 事業規模に応じた等級区分により指名
- 入札辞退者　　1 者
- 最低制限価格未満の入札　　なし
- 予定価格（消費税込）　　27,728,800 円
- 落札額（消費税込）　　27,170,000 円
- 落札率　　97.98%

市：　本工事は農畜産物の流通を目的として整備された霧島北部広域農道（現在：市道編入し市道みやま霧島線）を起点とし、霧島地区開拓団地を終点とする現況幅員約 3.5mの市道を幅員 5.5mに拡幅を行う改良工事になる。

このような入札の経緯になった理由としては、開拓団地へ通じる路線が他になく、頻繁に通る大型飼料車等の通行に併せた通行管理や安全管理、地元調整を行う必要があることから、

作業効率が悪い現場状況であること。また、施工箇所が本市最南端に位置し標高約 540mと遠方高所に位置すること。
以上のことから現場に最も近くに本店を有する地元業者が応札し、他の業者については積極的な入札がなされなかったものと推察している。

委員：　辞退している業者に理由を聞いているのか。

市：　理由は聞いてないが、施工中の手持ち工事が複数あり、技術者や作業員の確保が出来ず辞退になっていると推察している。現場で業者と話をする中では、作業員も高齢化しており、募集しても作業員が集まらないと聞く。これから先を心配しているところだ。

委員：　この工事のメインは舗装だと思うが、舗装は受注した業者が施工しているのか。別に舗装専門の業者に依頼しているのか。また、側溝設置は受注業者が施工しているのか。

市：　この工事は側溝を敷設して舗装する工事になり、大きな構造物はない工事である。側溝は受注業者で敷設し、舗装は協力業者が施工している。

委員：　この入札は過疎対策事業との事だが補助事業になるのか。

市：　直接的な補助ではないが、過疎地域を含む市町村は過疎計画を立て、借金はするが一部に交付金があてられると言った優遇措置が受けられる事業である。

委員：　1 者辞退で、4 者応札でうち 3 者が 100％で応札している。辞退している業者は手持ち工事があるのではないかと指名競争入札での指名をする前に把握しているのか。

市：　市の発注分については分かるが、市以外の国や県等の工事も受注していれば各社の手持ち工事を正確に把握するのは難しい。

事案 3　えびの市民体育館照明取替工事

委員：　［抽出理由］
・体育館の照明 56 基をＬＥＤ照明に更新するための工事であり、公立学校でも今後ＬＥＤ照明に更新する工事が行われるものと思料するが、市民や生徒の安全・健康にどのように関係しているのか。

- 担当課　社会教育課
- 工事概要　えびの市民体育館の照明（56 基）を LED 照明に更新するための電気工事一式
- 工事ランク　電気Ｂ
- 指名業者数　4 者　工事の内容に応じた指名
- 入札辞退者　なし
- 最低制限価格未満の入札　なし
- 予定価格（消費税込）　15,919,200 円
- 落札額（消費税込）　15,620,000 円
- 落札率　98.12％

市：　水銀電球の製造中止により電球の入手が困難となることから、市民の施設利用にも影響がでないよう、LED 照明への取替を行ったものある。LED 化することにより、視認性と安全性が高まり、施設利用者の事故や怪我のリスクの低減、競技環境の向上に繋がるものと考えている。

委員：　水銀電球も製造停止になったが、蛍光灯も製造停止になるとの方針も出ており、市の施設も完全に LED 化にはなっていないと思うが、今後このような事例が増えてくるのか。

市：　　えびの市本庁舎も当然LED化としていく計画であり、他の施設もLED化して行かなくてはいけない状況である。

事案４　令和６年度　医師住宅解体工事

委員：　［抽出理由］
・昭和54年度建設の医師住宅の解体工事とあるが、公共事業として行う必要性についてご教示いただきたく抽出した。

- 担当課　　財産管理課
- 工事概要　　昭和54年度建設の医師住宅の解体工事　建物概要：鉄骨造　平家建て　延べ床面積99.36㎡
- 工事ランク　　解体工事業者
- 指名業者数　　6者　工事の内容に応じた指名
- 入札辞退者　　3者
- 最低制限価格未満の入札　　なし
- 予定価格（消費税込）　　3,390,200円
- 落札額（消費税込）　　3,300,000円
- 落札率　　97.34％

市：　　解体を実施した医師住宅については、えびの市立病院の常勤医師のための住宅として、昭和54年6月15日に病院近くの市有地に建設し、本市の行政財産として市立病院が所管していたが、建物の老朽化が進むとともに入居する医師もいなくなり、将来的にも医師住宅としての利用が見込めないことから、平成26年4月1日付けで普通財産として財産管理課へ所管換えした。
この住宅については、一部2階建てで、その下の部分が駐車スペースとなっていたが、高さが約1m70㎝程度と低く、現在の車の多くが駐車できないことや、老朽化が進んでいることなどから、現状のまま土地と建物を利用することは見込めないため、建物を解体し、更地にして土地を売却することが最適であると判断し、昨年9月5日付けで解体工事に係る入札を執行した。
抽出理由の「公共事業として行う必要性」についてだが、本件工事は、本市が所有する公共物の解体工事であり、市有財産の適切な管理に資すること、また、競争入札参加資格名簿の解体工事業及び産業廃棄物処理業の許可業者による建設業法に基づく解体工事であり、国が示す「建築工事一式」に該当することなどから公共工事と位置付けられるものになる。

委員：　　解体工事については、許可取得業者が6者あり、ランク分けは無いのか。

市：　　解体工事については、産業廃棄物運搬業、処分業の許可を取り営んでいる専門業者で公共物の解体工事を受注した実績のある6業者となっている。

委員：　　予定価格が3,390,200円で延べ床面積が99.36㎡となっているが、数年前に比べてかなり価格が上がってきているものか。

市：　　数年前と比較すると価格が上がっており、これに加え今回の解体工事は鉄骨造となりさらに上がっているところである。

委員：　　平成26年に市立病院の所管から普通財産に所管替えされたとのことだが、移管してからそのままの状態を続けていたのは何か理由があったのか。

市：　　様々な検討をしているうちにコロナ禍があり、急遽市立病院の機材の仮置き場が必要となり使用していた。その後コロナ禍が治まり解体に至った。

市長へ報告する調査及び審議の結果、又は市長に対する意見等

特になし。